

第51回 定期総会議案書

と き 2010年6月18日(金) PM2:00～

ところ 長野市岡田町・サンパルテ山王



県 労 福 協
(ライフサポートセンター)

長野県労働者福祉協議会

》》》 定期総会次第 《《《

1. 開会あいさつ
2. 資格審査報告及び成立宣言
3. 議長選出、同あいさつ
4. 理事長あいさつ
5. 来賓あいさつ
6. 祝電・メッセージ披露
7. 報告事項
 - (1) 2009年度活動報告
 - (2) 2009年度決算報告
 - (3) 2009年度会計監査報告
8. 議 事
 - (1) 2010年度活動方針(案)
 - (2) 2010年度予算(案)
 - (3) 役員改選について
 - (4) その他
9. 総会スローガンの確認
10. 議長退任・同あいさつ
11. 閉会あいさつ

2009年度活動報告

2009年度活動報告

I. 2009年度活動報告

1. 役員体制と理事会三役会議の開催

(1) 2009年度役員体制

役員構成団体の役員交代や人事異動等により、以下の通りの役員体制となった。

2009年度 役員名簿

役職名	氏名	選出団体	備考
理事長	近藤 光	連合長野	
副理事長	瀧澤 一夫	労働金庫	
〃	飯田 敬次	全労済	
専務理事	青木 正照	連合長野	
理事	高松 和夫	連合長野	
〃	中山 千弘	連合長野	2009. 10. 30付竹沢昭彦氏より交代
〃	喜多 英之	県労組会議	
〃	菅田 敏夫	県労連	
〃	北原 和則	労働金庫	
〃	石原 直登	全労済	
〃	小松 由人	生協連	
〃	池内 徳男	住宅生協	
〃	兼丸 良一	労働基金	2010. 3. 17付山越敏雄氏より交代
〃	三井 正二	県勤労協	
〃	大井 友夫	高齢・退職者	
〃	中山 千弘	北信ブロック	連合長野選出理事と兼務
〃	岡村 弘樹	東信ブロック	2010. 1. 14付三好雅彦氏より交代
〃	滝沢 広重	中信ブロック	
〃	根橋 美津人	南信ブロック	
会計監査	市川 育雄	労働金庫	
〃	宮沢 健二	全労済	

(2) 理事会の開催

回数	日時	場所	協議事項
第1回	7月9日(木) 15:00	長野市 労済会館	1. 年間活動計画について 2. 具体的な活動について 3. 各種委員会の構成について
第2回	8月20日(木) 15:00	長野市 労済会館	1. 県勤労者体育大会の開催について 2. 県政要請・2009年度政策委員会設置について 3. 第17回労働者福祉学校開催について 4. 労金・全労済合同新任運営委員研修会について 5. 事務局就業規則について
第3回	10月22日(木) 13:30	長野市 労済会館	1. 2009虹のフェスタへの参加について 2. ろうきん理事長杯マレットゴルフ大会 3. 2010年度県政要求について 4. 2010年新春交歓会実行委員会について 5. 労金・全労済合同新任運営委員研修会について 6. 2009きんろうフェスタへの参加について 7. 労金上田支店移転後の利用について
第4回	12月11日(金) 15:00	長野市 労済会館	1. 県勤労者体育大会第3回実行委員会について 2. 2010年新春交歓会について 3. 構成団体合同研修会について 4. 第13回生活あんしんネットワーク委員会について 5. 2010年度県勤労者体育大会第1回実行委員会について 6. 労働金庫奨学会への理事選出について
第5回	2月18日(木) 15:00	長野市 労済会館	1. 選出理事の交代について 2. 役員改選に伴う第1回役員推薦委員会について 3. 住宅生協役員推薦委員選任依頼について 4. 県労福協50周年記念事業について
第6回	4月23日(金) 15:00	長野市 労済会館	1. 理事の交代について 2. 第51回定期総会について 3. 県労福協への労金職員派遣について 4. 2009年度労福協活動評価委員会について 5. 労働金庫生活応援運動の取組みについて 6. 2010年度の日程について

(3) 三役会議の開催

原則として定例理事会に諮る協議事項に関して、事前に三役会議を開催。また、三役に付託されている事項及び構成団体に関係する必要事項を議題にして、延べ6回の三役会議を開催した。

2. 県政要求について

(1) 政策委員会の構成

委員長	中村 明文	(連合長野・副会長、生活福祉専門委員長)
委員	喜多 英之	(県労組会議・事務局長)
	鈴木 秀明	(県労連・事務局長)
	北原 和則	(労働金庫・専務理事)
	石原 直登	(全労済・専務理事)
	小松 由人	(県生協連・事務局長)
	池内 徳男	(住宅生協・常勤理事)
	山越 敏雄	(労働基金・専務理事)
	青木 正照	(労福協・専務理事)

(2) 政策委員会の討議経過

① 第1回委員会（8／21（金））

- 1) 中央労福協2009～2010年度政策・制度要求について
- 2) 2009年度県の回答に対する評価について

② 第2回委員会（9／18（金））

- 1) 各構成団体からの要求事項
- 2) 要請書の提出について
- 3) 知事懇談、部局折衝の日程について

(3) 2009年度（2010年度予算編成に伴う）県政要求



知事と懇談する役員と政策委員

2009年度の県政要求は、11月6日（金）村井県知事との直接交渉（懇談会）と、11月9日（月）に関係各部局に直接要望を伝える2段階での実施となった。

知事懇談会は県庁第3応接室において、近藤理事長はじめ役員12名が参加して行われ、近藤理事長が、労福協がとりわけ地域の安全・安心を守る事を目的に事業に取り組んでいることを説明、また昨年来からの経済危機が雇用情勢の悪化をもたらし、生活が成り立

たないという状況を生んでいる。年末に向けて、状況の悪化が懸念される中、労福協は相談業務等に取り組んでいきたい。そして税収が落ち込む中、厳しい予算編成になると思うが、支援についてよく検討いただきたいと要望した。

これに対し村井知事は、県としては経済対策を打ってきているが、なかなか状況が上向いてこない。有効求人倍率が全国平均を下回るとは思ってもいなかった。問題解決に精一杯やって行きたいので、労福協にも協力をいただきたいと応えた。

続いて青木専務より労働者福祉事業に対する積極的行政支援について要請内容を説明。2006年度より取り組む「生活あんしんネットワーク」に対し、2007～2008年にかけて、県よりの補助で県内4地区にライフサポートセンターを設置、地域の勤労者等から寄せられる相談事項への対応や、特に就職支援に力を入れ、一定の成果をあげ、地域からも期待を寄せられている中、この取り組みを全県に広げるため、更なる県の支援をいただきたいと要望した。

これに対し知事は、具体的にどんな支援が出来るか検討させていただきたい。財政は厳しいが、必要な支出は行っていきたいと応えた。

また、近藤理事長が、高卒新卒者の就職難など、雇用情勢の悪化に対する懸念を訴え、なんとか改善が図られないものかと行政の対応を要望した。

部局折衝は11月9日(月)午後1時半より、県庁8階審問あつせん室において行われ、労福協側からは、理事長をはじめ役員・政策委員14名が参加、県側は黒田商工労働部長はじめ各部署の担当者が要請に対する回答をおこなった。



各部局への要請

まず県は黒田商工労働部長が、「昨年リーマンショックの9月の生産指数を100とした場合、長野は3月に底を迎え、今は7割に持ち直してきている。しかし、一般機械などは43%と未だ厳しく、有効求人倍率も未だ非常に低い状態が続いている。我々は労働者の権利、地位、福祉の向上のために努めてきたが、今は労働者になれない方、労働者でなくなってしまった方にどう対応していくのが重要になっている。あと10年すると労働人口は400万人減少すると言われ、産業構造も変わってくる中、大きな波を乗り越えていくために、本日は忌憚ないご意見をお聞かせいただきたい」とあいさつを述べた。

これに対し近藤理事長は、「経済が多少上向いてきたと言われるが、実感としては明るいものは見えていない。むしろ雇用は大変厳しいと感じている。このような中、暮らしの安心を作り、将来の不安を取り除いていくために、労福協が取り組む「生活あんしんネットワーク事業」の役割は大変重要と考えている。行政としても暮らしの安定を図るため、厳しい予算の中ではあるが、商工労働部にもご協力をお願いしたい。また要請についてそれぞれの担当と意見交換をさせていただくが、行政の足らざるところを、我々が協力し、連携しながら取り組んでいきたい。」と述べた。

この後要請項目に対し、県側の回答が行われ、質疑を行った。

要求内容及び回答要旨は次の通り。

2009年11月6日

長野県知事
村井 仁 殿

長野県労働者福祉協議会
理事長 近藤 光

労働者福祉と安心・安全な県民生活の向上に関する要請

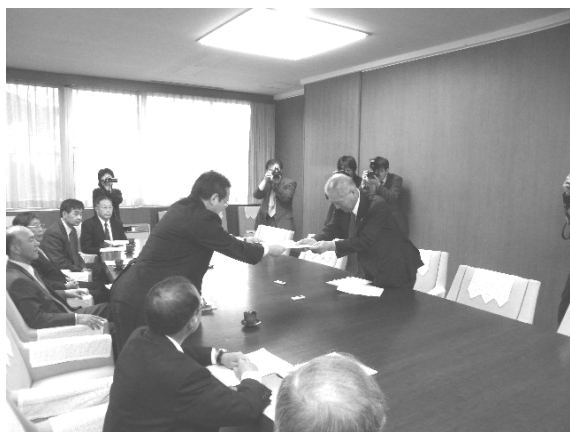
貴職におかれましては、県民生活の安定向上をはじめ県政課題の前進に向けてご尽力されておりますことに敬意を表します。

長野県労働者福祉協議会（構成団体：連合長野、県労組会議、県労連、労働金庫、全労済、県生協連、住宅生協、労働基金、県勤労協、県高齢・退職者連合）は、“人と暮らし、環境に優しい福祉社会の実現”をスローガンに、構成団体間の福祉活動の連携・調整をはかり、安心して生活できるネットワークづくりを進め未組織勤労者や高齢者も含め全ての働く人々やその家族が安心して暮らせる社会の実現を目指して活動しています。

私たちを取り巻く環境は、市場経済至上主義やそれに伴う競争社会、更に昨年からの経済不況の中で失業者が急増、雇用情勢は一段と厳しさを増し、不安定な雇用情勢に労働者は精神的、経済的に悲鳴をあげています。また、年金・医療制度などへの不安感も広がり、人々は将来に明るい展望が開けない状況にあります。

このような社会情勢の中、私どもの協議会が推進する労働者福祉活動の充実、県民福祉の向上を目指す意味でもきわめて重要であり、特段のご理解とご配慮を賜りたく存じます。

つきましては、労働者福祉と安心・安全な県民生活の向上に関わる事項について、積極的な対応をいただきますよう要請いたします。



要請書を手渡す近藤理事長



部局折衝であいさつする黒田商工労働部長

長野県労働者福祉協議会県政要請内容と各課回答の要旨

1. 労働者福祉事業に対する積極的行政支援について 【労働雇用課】

世界的な金融・経済危機の中で大量の失業者が発生し、極めて深刻な社会問題となっております。長野県労福協は、勤労者の暮らしに関する不安を解消するため、2006年6月に暮らし全般に関わる支援活動を行うことを目的として「生活あんしんネットワーク事業」を展開しております。

特に2007～2008年県よりの1地区50万円の補助を戴いて、長野・松本・佐久・上伊那地区労福協に「ライフサポートセンター」が発足し、以来、県内の勤労者等からのさまざまな相談への対応、失業者に対する就職支援などを実施し、一定の成果を上げ、同センターの活動に多くの期待が寄せられています。

このような状況の中で、今後更に県下全域での一層の活動充実を目指し、事業を展開していくために、県からの更なる積極的な補助金等の支援をお願いいたします。

- ・ 依然として経済・雇用情勢が厳しい中、地域における労働者の暮らしの安全・安心・安定を目指す「生活あんしんネットワーク＝ライフサポートセンター事業」に積極的に取り組まれていることに敬意と感謝を申し上げます。
- ・ 働く皆様をはじめ県民の生活を取り巻く現状としては、ヤミ金融、振り込め詐欺などの悪質商法、少子高齢化の進展による介護の問題、新型インフルエンザへの対応、医師、看護師不足への対応、食の安全の確保、公共交通機関の確保、などの課題があり、安全で安心して暮らせる環境を構築していく必要があると考えている。今後も労働者福祉の向上のため、労福協と協力して施策を展開してまいりたい。
- ・ ご要望いただいた内容につきましては、これから予算編成に入るので、いろいろとご意見を伺いながら検討してまいりたい。

2. 離職者の生活支援に関する制度の充実について 【労働雇用課】

長野県と労働金庫では、勤務先の事情で離職・失業した方を対象として、生活資金等を低利で融資する「長野県勤労者生活資金緊急融資制度」を2009年1月に創設し、また、2009年3月からは、融資を利用しやすくするため、(財)長野県労働者福祉基金協会による損失補償制度を構築したが、今後も雇用情勢の回復見込みが極めて低いと予想される状況下、さらに多くの融資利用が見込まれ、損失補償限度額を超過することが想定されます。よって以下の対応をお願いいたします。

①「長野県勤労者生活資金緊急融資制度」の取り扱いを2011年3月末まで延長すること。

- ・ 勤労者生活資金緊急融資制度は、急激な雇用情勢の悪化に伴い、失業した勤労者を支援するために長野県労働金庫の協力を頂いて、緊急的なものとして制度を創設したものです。また、小額融資については、低所得者の方も利用しやすいよう(財)長野県労働者福祉基金協会の協力を頂き、運用面の工夫により融資が行われています。
- ・ その後も雇用情勢の悪化が続いていることから、国や県としては、失業者や低所得者などを支援するため、生活福祉資金の貸付要件緩和などセーフティネットを充実させてきている状況にあります。
- ・ 様々なセーフティネットの充実により、緊急的な本制度は目的を果たしたとも考えられますが、雇用情勢の悪化は継続していることから、本制度の平成22年度における取扱いについては、延長する方向で検討してまいりたい。

- ②（財）長野県労働者福祉基金協会による損失補償限度額を超過する融資額については、長野県による損失補償の対応をお願いしたい。

- ・ 県が損失補償を行うことについては、最終的に税金で補てんする結果となりかねないこと、また、個人に対する融資であることなどから慎重に対応すべきであると考えています。

3. 多重債務者対策の積極的な推進について ①、②【消費生活室】③【地域福祉課】

長野県は県労福協、労働金庫などを含む25の団体、機関と連携し「長野県多重債務者対策協議会」を通じて多重債務者対策に取り組んでおりますが、多重債務者対策に関わる施策は未だ不十分であり、更に有効な施策を講じていただきたい。

- ①「長野県暮らしサポートセンター」が多重債務相談会を開催する際の、消費生活センターや地方事務所等の相談場所の提供及び多重債務専門相談員の派遣。

- ・ 県消費生活センターでは、開所時間中常時、相談業務を担当する消費生活相談員が、多重債務問題を含む消費生活全般に係る電話や来訪による相談に対応し、加えて弁護士・司法書士による多重債務者無料相談会も開催しており、他の団体が実施する相談会への場所の提供及び相談員の派遣は困難な状況であります。

なお、今後も、他の団体等との情報交換・連携を図りながら多重債務者対策に取り組んでまいります。

- ② 多重債務整理資金や多重債務解決後の生活再建資金に関する「県によるセーフティネット融資制度」の新設、もしくは「金融機関がセーフティネット融資」を行う場合の損失補償制度の新設。

- ・ 国が示した多重債務問題改善プログラムにおいて、消費者向けの公的セーフティネット貸付けとして位置づけられている生活福祉資金貸付や母子寡婦福祉資金貸付等について、今年度、利用者にとってさらに活用しやすく効果的な支援となるよう、制度の大幅な見直しがなされたところであり、特に生活福祉資金については、総合支援資金の創設、貸付利率の引下げ、連帯保証人要件の緩和など本年10月に抜本的な見直しが行われたところです。これにより多重債務者の債務整理や生活再建に向けて、大きな力を発揮するよう期待しているところです。
- ・ これらの公的貸付制度の見直しの状況も踏まえて、引き続き、多重債務者対策としてのセーフティネット貸付けについて、長野県多重債務者対策協議会などを活用し、関係団体と連携しながら研究していきたい。

- ③ 社会保障の最終的なセーフティネットである「生活保護」について、福祉窓口担当者が申請を受け付けないという事例がある。本来受けられる生活保護が受けられず高金利貸付に手を出してしまう事態が発生しないように、県として生活保護の本来のあり方を検証し、併せて現場の福祉担当者への指導を再徹底していただきたい。

- ・ 生活保護制度は、日本国憲法が国民に保障している基本的人権のひとつである生存権を具現化するもので、生活に困窮するすべての国民に対して、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立の助長を図ることを目的とする制度であり、本人等の申請に基づいて開始されるものです。
- ・ このような生活保護制度の趣旨を徹底するため、平成20年3月31日付で生活保護法による保

護の実施要領が改正され、保護の相談時における取扱いについて、相談者の申請権を侵害する、あるいは侵害していると疑われる行為を禁止し、相談時には保護申請の意思を確認することが義務付けられるとともに、申請の意思が確認された場合には、速やかに申請書を交付することとされたところです。

- ・ 県としては、こうした取扱いを徹底するため、毎年県下全福祉事務所を対象に実施する指導監査や、査察指導員研究協議会、新任ケースワーカー研修、現任ケースワーカー研修など県が主催する会議等を通じて、保護を受けるべき人がきちんと保護を受けられるように、相談時における取扱いを含めて生活保護制度の適正な運用について指導しているところであり、今後も徹底してまいりたい。

4. 医療の安心・安全対策について

- ①【医療政策課】、②【医療政策課】【医師確保対策室】、③【医師確保対策室】、④【病院事業局】、⑤【健康づくり支援課】、⑥【国保・医療福祉室】【健康づくり支援課】

医療の安心・安全対策についての施策を講じていただきたい。

- ① 国のすすめる診療報酬の引上げや、不採算・医療過疎地域や医師不足診療科に対する手厚い診療報酬など財政措置の引上げを国に働きかけていただきたい。

- ・ 診療報酬の改定や国の財政措置の引き上げについては、国が決定する事項であるが、これまでも、社会保障経費に対する財政措置、地域医療や医師不足が顕著な特定診療課へ医師を誘導する制度の構築等、医師の確保について要望しております。
今後も必要に応じて診療報酬の改定や財政措置の引き上げについて要望してまいりたい。

- ② 医師不足・看護師不足対策の強化と過酷な労働実態の調査・改善をお願いしたい。

- ・ 医師確保については県政の最重要課題として位置づけ、平成20年2月に衛生部内に医師確保対策室を設置して体制を強化するとともに、平成21年度予算において、前年度予算の約2倍の予算を確保し、ドクターバンク事業や研究資金貸与、県出身医師等への要請、医学生への修学資金貸与による県内で働く医師の養成・確保など医師確保に全力で取り組んでおり、引き続き医師確保のための対策事業を有機的、効果的に実施し、一層の医師確保に努めてまいりたい。
- ・ また、医師不足の現状においては、新たに医師を確保する必要があるのはもちろんのこと、現在働いている医師に、いかに辞めないで頑張ってもらいたいかということも重要と認識している。
そのため、病院勤務医の負担を軽減する取組みへの支援をはじめ、地域の医療機関の連携及び機能分担、住民の理解・協力の促進などにより、地域全体で病院を支える機運を醸成し、医師の勤務環境の改善、離職の防止を図っていききたい。
- ・ 労働実態については、長野県医師会・長野県病院協議会による調査が行われており、こうした調査結果を参考にさせていただきたい。
- ・ 看護職員の離職の要因として過酷な労働実態があること、看護職が働き続けるための改善策として職場環境を整備することが重要なことは認識している。
引き続き看護職員等の離職防止と過酷な看護業務の改善に向け、努めてまいりたい。

- ③ 医師不足解消のための、緊急・現実的な対応を県として行っていただきたい。(開業医との連携・協力体制の強化、ドクターバンクからの医師派遣援助など)

- ・ 医師確保については県政の最重要課題として位置づけ、医学生、研修医、即戦力の医師など医師のキャリアに応じて、修学資金、臨床研修医研修資金の貸与、ドクターバンク事業など、様々な取組みを実施してきた。

これからも、県外から即戦力医師の確保を進めるドクターバンク事業など、上記の事業を実施し、医師確保に努めたい。

- ・ また、開業医との連携・協力体制の強化についても、各医療圏に設置されている地域医療検討会等での議論、協議を通じて、地域の実情に即した連携・協力体制を構築し、地域医療の充実に努めていきたい。

- ④ 県立病院の「地方独立行政法人」化にむけて、地域医療の一層の充実を目指すとともに、関係者・住民へ理解を求める施策を講じていただきたい。

- ・ 地域医療が崩壊の危機に瀕している現在、県の政策医療を担う県立病院の機能を維持・向上させ、地域の求めている医療をきちんと提供していくということが一番大事なことで考えております。

これに的確に対応するために行うのが地方独立行政法人化であり、将来にわたって県民の財産と評価されるような県立病院づくりを進めてまいります。

- ⑤ 新型インフルエンザの大流行が懸念される中、受入医療機関など十分な態勢を整えること。また、ワクチン接種の優先順位について県民の合意形成につとめ、費用については実費負担を極力なくすようにしていただきたい。

- ・ 新型インフルエンザに対する医療に関しましては、原則として全ての医療機関での外来診療を行っていただくとともに、入院受入病床数や重症患者への対応など、医療機関のご協力により、国の推計上の必要数を上回って確保することができています。

- ・ ワクチン接種の優先順位につきましては、国・県・市町村での広報や各種の報道機関で報道されており、国の標準スケジュールに沿って接種が開始されております。

また、接種費用については、市町村において低所得者の方などの接種費用の負担軽減事業が実施され、その費用について国が1/2及び県が1/4を負担することとされています。

- ⑥ 求職中で医療保険のない住民に対する健診など健康維持・疾病予防の方策を講じていただきたい。

- ・ 医療保険には、会社などに勤務している場合に加入する被用者保険（協会けんぽ、健保組合等）と国民健康保険があり、求職中の場合は国民健康保険に加入することとなります。

したがって、求職中において医療保険者が実施する40歳以上75歳未満を対象とする特定健康診査・特定保健指導は市町村が保険者である国民健康保険で実施することとなります。

なお、医療保険に加入していない場合でも、市町村が行う各種健診・健康相談等健康づくり各種サービスが利用できます。

5. 中小企業勤労者等の福祉の向上について 【労働雇用課】

中小企業勤労者の福祉の向上のため施策を講じていただきたい。

- ① 国庫補助金の廃止に伴い、勤労者互助会・共済会および中小企業勤労者福祉サービスセンターでは、厳しい財政事情の中で自立化を目指し活動しています。また、スケールメリットを生かせる広域化に向けた努力を行っています。これらの取り組みについて、県が積極的な役割を果たすことを要望します。

- ・ 県市町村勤労者互助会・共済会連絡協議会において、各勤労者互助会・共済会のサービス向上に向けた取組の情報交換や、自立化・広域化に向けた研修会や情報交換を行う中で、各互助会相互の資質の向上を図っているところであります。

また、県としましても、ご要望を受けて平成19年度から啓発用パンフレット作成の予算を確保し、勧誘用の統一パンフレットとチラシを作成、未加入企業等へ配付しているところであり、今後も市町村等と連携してPRなどに努めてまいりたい。

- ② 勤労者互助会・共済会の広報宣伝活動について、県のホームページ等による中小企業勤労者等の福祉向上に向けた取り組みのPRや情報連携について検討していただきたい。

- ・ 県ホームページは、市町村勤労者互助会共済会の事業概要と各市町村勤労者互助会の所在地、連絡先、取扱事業種別などを掲載し、市町村互助会のホームページともリンクしています。

今後、連絡協議会等での意見、要望を踏まえつつ、より良いホームページになるよう検討してまいりたい。

- ③ 勤労者互助会・共済会および中小企業勤労者福祉サービスセンターの強化に向けて各地区の労政事務所を通じ継続的な指導をお願いしたい。

- ・ 労政事務所長については、県市町村勤労者互助会・共済会連絡協議会の各支部の参与として関与しておりますが、昨年度からは、労政事務所職員も支部の事務局次長として関わることになっております。

今後、協議会の支部活動に参画する中で、各互助会共済会の強化に向けた支援に努めてまいりたい。

6. 食の安心・安全対策について 【食品・生活衛生課】

昨年の県政要請の中で、食の安全・安心条例の制定を求める要望について、県は、「県民に食の安心を提供していくための一つの方法として、(仮称)「長野県食の安全・安心条例」の制定も検討課題であると考えています。現在、国では消費者庁の創設が進められており、食品表示法制定などの動きなどもあるため、他の自治体の状況などを見極めながら検討する必要があると考えます。」と回答されていることから、他県の状況を把握しながら、長野県として以下の対応を望みます。

- ① 消費者庁の活動を待たず、県として条例制定の検討を具体化し、推進してください。

- ・ 食品の安全確保については、食品衛生法や農薬取締法等の現行法令に加え、「長野県における食品の安全確保のための基本方針」に基づき、農政部、消費生活室等、関係部局が連携し、食品の生産から消費に至る各段階で厳正な監視・指導や検査等を行うことにより、食品の安全性の確保を図っております。

- ・ 県民に食の安心を提供していくための一つの方法として、「食品安全条例」(仮称)の制定も検討課題と捉えており、昨年の要請に対しお答えしたとおりです。

- ・ 9月に発足した消費者庁の活動については、食品衛生上の表示制度を所掌していることなどから、その動きに注視しているところです。

- ② 食の安全・安心条例制定のため、検討委員会を平成22年度に設置し、その予算を平成22年度の当初予算に盛り込んでください。

- ・ 食品衛生法に基づく衛生上の規制に加え、条例により新たな規制をすることについては、消費者、生産者、食品事業者それぞれに様々な意見があることから、関係団体等との意見交換を行っているところであり、検討委員会の設置については、消費者庁の動向を注視しながら関係団体等との意見交換と、他県の情報など情報収集を十分に行い、研究してまいりたい。

7. 消費者行政の充実強化について 【消費生活室】

国においては、本年9月1日に消費者庁が設置されました。消費者庁設置に当たっての国会審議の中で、今回の措置を有効にするためには、現場である地方の消費生活センターを中心とした地方消費者行政の活性化が必要との合意がなされ、総額240億円に上る地方消費者行政活性化交付金が交付されました。長野県においても2億9800万円の活性化基金が設けられ、市町村と合わせて今年度からその運用が図られています。

長野県として、活性化基金の積極的活用を含め以下の点について要望します。

- ①長野県では県の5箇所の消費生活センターが市町村の消費者相談窓口をサポートするようになっていますが、県民がより身近な相談をすることが可能になるよう、19市の消費者相談窓口を拡充してください。

- ・ 本年9月1日に消費者庁が発足し、これに併せて、消費者安全法が施行される中で、市町村は住民にとって最も身近な消費生活相談窓口として位置づけられたことから、市町村の相談窓口の機能強化は非常に重要であると考えているところです。
- ・ 現在、市町村において専任の相談担当職員を配置しているのは、11市1町に止まっています。
- ・ 特に、地域の中核を担う19市については、これまで以上に、地域住民の利便性向上に向けて、消費生活相談窓口の充実強化に取り組んでいただきたいと思います。
- ・ こうした市町村の取組みに対し、県としては、国の交付金を基に創設した消費者行政活性化基金を積極的に活用するとともに、相談マニュアルの作成や研修会の開催などの相談担当職員の資質向上、情報交換のための相談対応連絡会など、市町村との連携のもと、積極的な支援に取り組んでまいりたい。

- ② 他県では、県の消費生活センターが、土日・祝日の窓口開設や相談時間の延長を行い、住民の利便を図っていることを参考にし、長野県でも同様の対応を行えるようにしてください。

- ・ 過去に、県消費生活センターの一部において土日の相談窓口を開設したことがありますが、土日の相談件数が平日に比べて極端に少なく、効果に疑問があったことから、土日の相談業務を廃止した経過があります。
- ・ 国においては、消費者庁創設に併せて運用される全国共通ダイヤル「消費者ホットライン」の開設に伴い、独立行政法人国民生活センターにおいて、地方の相談窓口の支援を目的として、現在、休日相談の窓口開設の準備を進めているところです。
- ・ 県消費生活センターにおける休日の窓口開設や相談時間の延長については、県民ニーズを踏まえ、国や他の都道府県の動向にも留意しながら、慎重に検討してまいりたい。

- ③ それらを勘案しながら、県としてもさらに積極的に基金の活用を図ってください。

- ・ 消費者行政活性化基金については、本年度から平成23年度までの「集中育成・強化期間」における、県及び市町村の消費生活相談窓口の機能強化等に向けた取組みに、積極的に活用してまいりたい。
- ・ なお、基金の活用には、まだまだ様々な制約があることから、国に対し、基金の要件の緩和等を要望するとともに、地方の消費生活相談窓口の維持・拡充のための恒久的な財政支援についても要望しているところです。

3. 生活あんしんネットワーク事業

(1) 生活あんしんネットワーク検討委員会

2006年度より1期2年、3期計画により実施されている「生活あんしんネットワーク事業」の2期（2008年～2009年度）は①NPO・ボランティアとの連携、②中小労組支援生涯サポート支援の確立、③退職者OBとの事業団体との生涯取引強化を重点項目として取り組んできた。検討委員会では事業が軌道に乗りつつある中、その進捗状況、今後の見通しなどを含め逐次事業の検証、検討を行っている。今年度は以下2回の検討委員会を実施した。

第12回検討委員会 2009年 7月29日（水）15：00～
 第13回検討委員会 2010年 2月 9日（火）15：00～

(2) 生活あんしんネットワーク7つの事業

① くらしなんでも相談事業

平日の相談ダイヤルには平均10件程度の相談が寄せられてきたが、第2土曜日の専門家による相談には少ないと10件に満たないことがあり、周知活動として、県内各地区で発行されている地方紙等のお知らせ欄に案内を掲載いただくこととした。以来30件以上の相談が寄せられるようになり、対応が追いつかない状況となっている。

【ほっとダイヤル年間実績（2009年4月～2010年3月）】

1) 第2土曜日相談の結果

年間相談件数 201件

①離婚問題 32件 ②契約関連 28件 ③相続関係 35件 ④多重債務 15件
 ⑤家族問題 5件 ⑥労働問題 19件 ⑦その他 67件

《月別相談件数》

実施日	件数	実施日	件数	実施日	件数
4月11日	9件	5月19日	9件	6月13日	14件
7月11日	18件	8月 8日	5件	9月12日	10件
10月10日	9件	11月14日	7件	12月12日	13件
1月 9日	40件	2月13日	36件	3月13日	31件

2) 平日相談の結果

年間相談件数 978件（月平均： 81.5件）

①契約関連 120件 ②多重債務 98件 ③不当請求 61件 ④離婚問題 77件
 ⑤労働問題 77件 ⑥家族問題 62件 ⑦その他 483件

《月別相談件数》

該当月	件数	該当月	件数
4月分	93件	10月分	85件
5月分	89件	11月分	81件
6月分	87件	12月分	72件
7月分	87件	1月分	76件
8月分	59件	2月分	82件
9月分	100件	3月分	67件



相談員の連絡会議

3) モデル地区(長野・佐久・松本・上伊那)で相談ダイヤルを開始。特にライフサポートセンター佐久では1,100件を超える多重債務問題等の相談に対応した。

地区	相談形態		相談内容別件数							
	面談	電話	生活困窮	多重債務	福祉	労働	就職	家庭問題	その他	計
長野	42	27	1	1	5	3	36	15	8	69
佐久	369	769	0	645	5	34	97	17	340	1,138
松本	480	363	36	3	13	0	581	13	155	843
上伊那	122	60	4	1	1	5	122	1	48	182

② 失業・離職者支援(職業紹介・能力開発)

全県に14名の就職相談人を配置。また丸山社労士による24時間FAX就職相談も開始し、約60件の相談がよせられ、全県下での就職支援体制を確立した。しかし、就職相談だけの対応では就職になかなか結び付かず、就職支援には就職先の斡旋が不可欠なことから、松本、伊那、諏訪、佐久の4地区で無料職業紹介事業認可を取得し、職業紹介へと支援内容の強化を図った。ジョブながの松本では500件を超える就職相談に對



全労済会館での就職支援セミナー

応、10ヶ月で48人に職業紹介を行った。また、就職困難者に対して「早期就職のために!」と題した就職支援セミナーを開催し、就職活動の仕方、面接の受け方、職場体験実習を各地で実施した。

※就職支援セミナー実施状況

- 上伊那地区：2009年5月15日(24人)、
- 松本地区：2009年7月6日(27人)
- 2010年2月8日(37人)、
- 諏訪地区：2009年12月2日(16人)、
- 県労福協：2009年9月17日(20人)

※無料職業紹介所開設状況

ジョブながのライフサポートセンター松本（09年6月）

ライフサポートセンター上伊那（09年10月）

ジョブながのライフサポートセンター諏訪（10年2月）

ライフサポートセンター佐久（10年3月）



諏訪地区就職支援セミナー

※ジョブながのライフサポートセンター諏訪業務実績

求職新規登録数	来所相談件数	電話相件数	求人受付数	就職決定数
20人	59人	14件	3件	6人

注) 2010年2月17日～4月末

③ 金融・共済・住宅事業の地域展開支援

各地区でセミナーを開催。労福協・労金・全労済が連携し退職を間近に控えた勤労者に対する「生涯生活サポート研修会」などが各地区で開催されるようになった。上小地区では2008年より定期的に開催され、参加人数も年々増え今年度は50名を超える参加希望の中、40名が参加、活動が定着してきた。

また、各地区では住宅フェアなどのイベントも開催された。

④ NPO・ボランティアと連携したあんしん街づくり機能

県内のNPOは、保健・医療・福祉・社会教育・消費者保護等多岐に亘る事業を展開しており、「生活あんしんネットワーク事業」を地域に根ざした運動として確実に進めていく上で、NPO団体との連携が不可欠であり、多くの場面で協働が可能である。よって県下のNPO団体との繋がりを得るために常に「長野県NPOセンター」との連携を図っている。

NPO団体との具体的な協働の可能性を探るため2009年3月にNPO団体と懇談会を実施。7～9月にかけてNPO団体を直接訪問し、交流を行った。また、NPO団体の主催する行事への参加、更に共催にて研修会を開催した。（「地域共生・協働労働研修会 in 長野」：長野県NPOセンター、地域創造ネットワークジャパンと共催）など

※訪問・交流を行ったNPO法人

「ライフデザインセンター」「ホットラインながの」「ヒューマンネットながの」

「飯綱高原よっこらしょ」「普通の暮らし研究所」「さくら会」「ゾイロスファミリー」

「ながのこどもの城いきいきプロジェクト」



地域共生・協働研修会



「ながのこどもの城いきいきプロジェクト」と懇談

⑤ 中小労組・未組織勤労者支援、生涯生活サポート事業

未組織勤労者を支援する「暮らしサポートセンター」が中心となって、主な事業として既会員へのDMの発送、未組織勤労者及び県民への周知活動として、県下全域での新聞折込の実施。生活支援セミナーとして「多重債務相談会」を2009年7月12日に県下14ヵ所で開催。「人生を自分らしくデザイン」を長野（19人）、松本（23人）2会場で開催した。

また、組合の組織率の低い中小企業が加入する、市町村勤労者互助会・共済会との連携も重要となるので、県及び地区労福協としてもできる限り互助会・共済会の組織メンバーとして支部会議に参加。意見交換及び研修会（暮らしサポートセンター事業内容説明）を行ってきた。

⑥ 退職者・OBと事業団体との生涯取引

各退職者会と連携。退職者向け学習・余暇講座の開催、退職間近の勤労者を対象に「生涯生活サポート研修会」を開催した。

またシニア世代の人材活用を目的に長野県NPOセンターと協同で進める「NPO便利屋事業」の推進委員会に労福協より5名が参加、普及に取り組んだ。



《NPO便利屋の目的と概要》

地域社会の支え合いを広げるために、シニア世代の社会参加を進め、「NPO便利屋」事業の実行ができる団体の立ち上げ、既存団体（参加者4万名）とのネットワークにより効果を上げることが目的とする。

長野県内のNPOと、長野県労働者福祉協議会（高齢者4万人）、その他団体（6千名）との連携により実施し、平成21年度中に県内の主要都市（初年度は長野市、松本市、諏訪市、上田市、飯田市）において新規の活動拠点づくりと、県内のネットワークの形成ができるようにする。



推進委員会に県労福協から5名参加

この事業によりシニアの社会参加を促進することができ、地域の一人暮らし高齢者、高齢者世帯、障害者、子育て中の世代などに対して生活支援ができることになり、暮らしやすい地域社会をつくることができる。また、翌年度以降から県内全域、他の都道府県への波及を図る。

⑦ 福祉事業への参加（育児・介護）

県労福協が作成した「子育て・介護ガイドブック」のHP掲載による情報提供を中心に、子育て支援、福祉に取り組む「全労済介護事業」「労協ながの」と連携。また、医療・介護各分野と連携。医療・高齢者福祉・生き甲斐をめざす「医療生協」「高齢者生協」と連携を図った。

(3) 長野県「勤労者生活あんしん相談事業」

一昨年来の金融・経済危機以降、多くの県民が就職難による経済困窮に陥っている中、長野県は緊急雇用創出基金事業として、県内の勤労者及び一般県民を対象に、労働や福祉、生活に関わる相談を通じ、県民の暮らしの安全・安心・安定を図ることを目的として、「勤労者生活あんしん相談事業」を実施することとなり、県労福協がこの事業を受託し4月28日に委託契約が行われた。

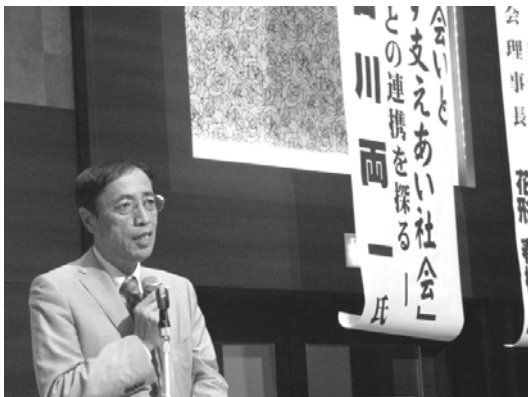
具体的な事業としては、上小地区（上田市）、諏訪地区（岡谷市）に常設の相談拠点を設置し、相談アドバイザーを配置して、勤労者及び一般県民を対象とした無料相談活動を実施する。相談内容は労働一般、金融関係、就職、クレジット・サラ金問題、生活保障など福祉や生活に関わるもので、電話または面談によって相談を受け付ける。諏訪は5月17日から、上小は6月14日からフリーダイヤルでの受付を開始した。



上小地区での生活あんしん相談所（旧ろうきん上田支店）

4. 各種研修事業の実施

(1) 「第17回労働者福祉学校」



石川教授による基調講演

今回の福祉学校は「“出会い・つながり・支え合い” 地域に根ざしたネットワーク運動を！」をテーマに、龍谷大学経済学部教授石川両一氏を迎え基調講演をいただき、また県下4地区労福協とNPO2団体の活動報告、更に近藤理事長をコーディネーターに、石川教授と発表者6名をパネリストとして「労福協とNPO活動の相互理解と連帯を探る」をテーマにシンポジウムを行い、労福協関係の労働団体・事業団体及びNPO関係者を含め約110人が参加した。

《実施概要》

- 日時 2009年10月13日（火）10時～16時30分
会場 長野市・「ホテルメトロポリタン長野」
メインテーマ 「“出会い・つながり・支え合い” 地域に根ざしたネットワーク運動を！」
参加対象 ①各事業団体理事・監事及び幹部職員
②各地区労福協役員
③労働団体四役、労働組合の福祉担当役員
④県勤労協、高齢・退職者連合四役
⑤長野県勤労者互助会・共済会
⑥NPO関係団体関係者
⑦その他一般市民



シンポジウムの様子

<カリキュラム>

- 10:00～ オリエンテーション
- 10:15～ 基調講演 「労福協・NPO の出会いと協働が生み出す支え合い社会
～新たな出会い、NPO との連携を探る～」
講 師：龍谷大学経済学部教授 石川両一氏
- 11:40～ 質疑応答
- 11:50～ <昼 食>
- 12:30～ 活動報告「地域に根ざしたネットワーク運動」
長野地区労福協 事務局次長 戸井田学久氏
松本地区労福協 事務局長 滝沢 広重氏
佐久地区労福協 事務局長 井上 秀治氏
上伊那地区労福協 事務局長 根橋美津人氏
長野県 NPO センター 事務局長 菊池 弘明氏
NPO さくら会 理事長 花形 春樹氏
- 14:20～ <休 憩>
- 14:30～ シンポジウム「労福協と NPO 活動の相互理解と連携を探る」
*コーディネーター 県労福協理事長 近藤 光
*パネラー 龍谷大学経済学部教授 石川両一氏
活動報告者（地区労福協4名、NPO 団体2名）
- 16:10～ まとめ・閉会あいさつ

(2)「労働金庫、全労済新任運営委員合同研修会」



労金、全労済の新任運営委員

事業団体間の共同行動・合同研修の一環として、労金・全労済の新任運営委員を対象とした合同研修会を開催した。

研修会は青木専務理事より労福協活動、「生活あんしんネットワーク事業」について説明を行った後、「労福協結成60周年、新しい時代の扉の前に

立って」と題して中央労福協高橋均事務局長にご講演いただいた。この研修を通し、「設立の原点を知ることが事業推進の鍵」であることを学び、また労福協の知名度を上げる必要性が浮き彫りになった。

《実施概要》

日 時 2009年11月13日（金）

【研修時間：10:30～16:10】

場 所 長野市「ホテル信濃路」

《研修スケジュールと内容》

- ①事業団体代表者あいさつ
- ②「生活あんしんネットワーク事業」について



中央労福協・高橋事務局長による講演

- ③講演「労福協結成60周年、新しい時代の扉の前に立って
～労働組合と協同事業団体の連携再構築を考える～」

講師：中央労福協事務局長 高橋 均氏

- ④事業団体個別研修

- ⑤3分散会とテーマ

- ア. これからの時代、勤労者は事業団体に何を求めているのか
イ. 運営委員として組合員に労金・全労済をどうアピールするのか
ウ. 「生活あんしんネットワーク事業」の具体化にむけて

- ⑥分散会報告

《参加者》労金50名、全労済22名、
役員事務局14名 合計86名

(3)「構成団体合同研修会」

県労福協構成団体の合同研修会が開催され、それぞれの労働団体や事業団体が抱えている課題や、県労福協が進めている「生活あんしんネットワーク事業」についての意見交換が行われた。又、今回は中央労福協より高橋均事務局長を招き、「労福協の理念と2020年ビジョン」と題して講演をいただき、これからの労福協運動の課題は「労働運動の中核にならない、その周りを取り巻く問題の解決解消」であり、労福協は「福祉はひとつ」の初心に立ち返り、多くの人と連携し、またそれらの「かすがい」役になるべきと労福協運動の方向性を示されました。講演の後は構成組織より事業状況及び課題等が発表され、活発な意見交換が行われた。



近藤理事長のあいさつ

《実施概要》

日 時 2010年1月26日(火) 13:30～27日(水)

会 場 上山田町「上山田ホテル」

研修内容

- ①講演「労福協の理念と2020年ビジョン」
講師：中央労福協事務局長 高橋均氏
- ②構成団体の最重点課題と具体的な取組の提起
- ③県労福協「生活あんしんネットワーク事業」について
- ④地区労福協の取り組み報告

《参加者》 31名

5. 組織強化・福祉事業団体・労働団体との連携

(1) 県労福協と県労働基金の統合について

県労福協と県労働基金の統合検討委員会第一次報告書

2010年1月20日

はじめに

長野県労働者福祉協議会（以下県労福協という）と（財）長野県労働者福祉基金協会（以下労働基金という）は、以前より各々の組織において法人格取得や事業内容等組織のあり方について検討がなされてきた。

こうした中で、2007年から佐藤豊弁護士を委員長とした「労働基金のあり方検討委員会（2008年5月14日最終報告）」において、両団体が統合して事業展開を図ることが必要との報告がなされた。

これを受けて、双方の理事会において統合に向けた検討委員会の設置が必要と確認がなされ、2009年度の双方の総会・評議員会で「県労福協・県労働基金統合検討委員会」の設置が正式に承認された。これにより、統合検討委員会が設置され、本格的な協議が行われることになった。

2009年8月5日の第1回統合検討委員会において、委員長として北原和則県労福協理事が選出され、課題を整理するとともに議論を重ねてきた。

しかしながら、当初は詳細な統合基本計画書案を作成する予定で検討してきたが、協議の中で、まず、「統合の方法」について確定しないことには、統合基本計画書案の作成は困難であるとの判断に至った。

そのため、本委員会では第一次報告書として以下の通りの観点で提案することとしたい。

- ① 今回の報告書は「第一次報告書」として、「統合の方法」についてのみ提案することとする。
- ② 両団体におかれては、早急に協議のうえ「統合の方法」について確定願いたい。
- ③ 「統合の方法」が確定次第、詳細な「統合基本計画書案」を作成し、第二次案として提案することとしたい。

I. 結論

- (1) 「統合の方法」は、「県労福協を一般社団法人として法人化し、その後に労働基金と統合する。なお、存続団体は『一般社団法人 長野県労働者福祉協議会』とする。」
- (2) 統合の時期
2011年4月1日を目途とする。

II. 理由

1. 統合に向けた課題整理

検討委員会では、公益法人改革による対応や統合後の形態について論議を重ね、以下の通り課題等を整理してきた。

(1) 労働基金

財団法人として県の認可や指導を受けている県労働基金は、公益法人制度改革により、現在

は「特例民法法人」となっており、2013年11月までに、新法人（公益財団法人となるか一般財団法人となるか）への移行手続をする必要がある。この変更は、今後の労働基金事業の方向性を決定付けることになる。

労働基金では以下の点を考慮しつつ論議を重ねてきた。

- ① 今後も労働金庫や全労済の資金提供を受け、労働金庫の会員や全労済の出資者に限定した事業を行っていくのか（共益事業）、県内勤労者すべての福祉増進を図っていくのか（公益事業）の選択をしていく必要がある。
- ② 公益事業者として正式に公益財団法人の認定を受けていくかも検討していく必要がある。
- ③ 県労福協との統合も念頭に入れていく必要がある。

以上の3点について考慮しつつ、2009年12月8日開催の労働基金理事会において、「一般財団法人」に移行することが最善策であるということが確認され、2010年9月までに認可を受けていくことになった。

(2) 県労福協

現状の緩やかな事業体である県労福協は、以前から法人になるために検討を行ってきた。法人となれば県からの補助金や委託事業も受けられることで更なる事業拡大が可能と考えてきたのである。しかしながら、公益法人制度改革が施行される前には認可がむずかしいとされてきた。

2008年に施行された公益法人制度改革により、法人格の取得と公共性の判断を分離するという基本方針のもと、営利（剰余金の分配）を目的としない社団や財団について、法人が行う事業の公益性の有無に関わらず、登記のみによって簡便に法人格を取得することができるようになった。

したがって、県労福協が法人格を取得できる環境が整ってきたといえる。

また、県労福協の事業内容、法人格取得後の組織体制も含め精査してきたが、県労福協は社団法人となることが理想的な形態ではないかと考えられる。

●県労福協の社団法人認可について

現在の長野県労働者福祉協議会は任意団体である。

機関は総会・理事会であり、総会は各構成団体より選出された代議員並びに役員で構成され代議員数は40名以内、他に各地区労福協より特別代議員として各1名選出することになっている。

こうした組織形態を考えた場合、県労福協の組織としては公益性の問題（公益性の高い事業を行っており、公益認定を受けることも考慮する必要がある）はあるものの、財団法人か、社団法人かを選択するとすれば、社団法人がより組織の性格にあっていると考える。

2. 統合の方法について

検討委員会では、統合を進めていくために、以下の通りいろいろなケースを検討してきた。

(これについては、労働基金が業務委託をしている長野朝日監査法人 公認会計士 小林邦一氏も検討に参加していただいた。)

(A) 2 法人合併型

労福協を一般社団として法人化し、将来労働基金と合併させ、存続形態を一般社団法人とする。

(B) 労福協主体、労働基金助成型

労働基金の活動を労福協に移行し(労福協の存在感を大きくし)、労働基金は助成金で財政的援助をする。

(C) 労働基金(財団)への吸収型

労福協のすべての財産及び事業を財団へ移行する。労福協は財団に吸収され、財団はこれにふさわしい役員構成とする。

(D) 企画立案機能、実施機能分離型

労福協の活動を全部労働基金に移行し、労福協は企画立案機能を、財団は事業実施機能を行う。両団体の役員は同じとし、実質的な一体化をはかる。

(E) 労福協への吸収型

以上の5つの形態を検討してきたが、それぞれに長所短所があるものの、今後の手続や組織の方向性を勘案した場合、(A)の2法人合併型が適しているのではないかとの結論に達した。(2法人の合併については、整備法第126条により可能であるとの見解を県情報統計課および小林公認会計士よりいただいている)

もうひとつ重要なことであるが、労働基金が一般財団法人に移行したり、県労福協との統合をしたとしても、「公益目的支出計画」を毎年県に提出していく必要があり、労働基金の残余財産は公益的な支出に限定して使っていく縛りがあることも認識しておく必要がある。

III. 統合スケジュール

前述したように、労働基金は一般財団法人の認可を、県労福協は一般社団法人の認可を受けた上で、統合をしていくことが前提となる。

当面双方の理事会で統合の方法について結論を出していくことが求められる。(認可申請書を提出してからおおむね半年で認可されるとのことである)

なお、統合までの大まかなスケジュールを下記にまとめたので、合わせて検討をお願いしたい。

時 期	労働基金	県労福協
2010年9月までに	一般財団法人の認可申請 (現在手続を検討しており、概ね、2010年3月頃に臨時評議員会を開催し、寄付行為から定款への変更、公益目的支出計画、評議員の構成などを決定し、認可申請を行う)	一般社団法人化に向けての理事会などでの論議が必要である。 理事会において結論が出れば、その後に、認可に向けての定款作成、2010年6月総会の開催を経て、一般社団法人に向けた申請手続を行う。

		あわせて、労働基金と合併することについての承認を得る。
2010年9月頃	認 可	法人登記完了
2010年11月	一般財団法人として、新評議員による評議員会の開催。 (合併することについての承認を得る。)	臨時総会を開催し、合併することの承認を得る。合わせて統合後の役員体制・事業計画等の承認を得る。
2010年11月	県への届出に向けての手続を行う。	
2011年4月1日	新「一般社団法人 長野県労働者福祉協議会」設立	

以上

県労福協と県労働基金との統合検討委員会

- 委員長 北原 和則 (県 労 福 協)
副委員長 石原 直登 (")
委員 青木 正照 (")
委員 芦沢 守 (県労働基金)
委員 山越 敏雄 (")

(2) 2009年度地区労福協連絡会議・2010年度長野県勤労者体育大会地区

実行委員会合同会議

県労福協の組織強化及び地区労福協の活性化を図るため、年1回地区労福協連絡会議を開催し労福協活動への理解を深めると共に、各地区の情報交換・意見交換を行った。なお同日2010年度の長野県勤労者体育大会の実施について、全地区の実行委員会での詳細についての周知と実施に向けての意見交換のため、地区実行委員会も合わせて実施した。

特に2010年度野球大会についてはオリンピックスタジアムの使用ができないため、日程を1日とし、出場チームの削減について確認された。

《実施要綱》

日 時 2010年3月8日(月) 13:30～

会 場 長野市「サンパルテ山王」

議 題 (1) 2009年度地区労福協連絡会議

①「生活あんしんネットワーク事業」について

②地区労福協の現状について

③労福協と労金の関わりについて

・労働基金と労福協の統合について

・第2次気づきキャンペーンについて

(2) 2010年度長野県勤労者体育大会地区実行委員会

①2010年度大会の実施について

②実施要綱並びに競技要綱について

(3) 地区労福協ブロック会議及び地区労福協意見交換会

「生活安心ネットワーク事業」を全県的に進めていく上で、各地区労福協での地域事情や、従来からの活動、事務局の体制、財政事情等、県労福協と地区労福協の理解を深めていくために、地区労福協ブロック会議を11月下旬～12月に開催。また連携強化を図るため地区労福協（ジョブながの諏訪含め）を4月上旬に訪問、更に5月から6月にかけて、2010年度活動方針、気づきキャンペーンの取り組みなどについて確認と意見交換を行った。

①<<第1回地区労福協ブロック会議日程>>

東信地区	11月30日（月）	上田勤労者福祉センター
北信地区	12月4日（金）	長野市勤労女性会館「しなのき」
中信地区	12月4日（金）	松本市勤労会館
南信地区	12月17日（木）	全労済南部支所

②<<12地区労福協（及びジョブながの諏訪）意見交換会>>

4月6日（火）・・・北信地区→須高地区→佐久地区→
上小地区→長野地区

4月7日（水）・・・大北地区→安曇野地区→松本地区→
塩尻地区→木曾地区

4月8日（木）・・・ジョブながの諏訪→飯田地区→
上伊那地区

③<<第2回地区労福協ブロック会議日程>>

南信地区	5月17日（月）	飯田市「ホテル弥生」
中信地区	5月24日（月）	松本市「小竹亭」
東信地区	5月31日（月）	小諸市「労金小諸支店」
北信地区	6月10日（木）	長野市「しなのき」



中信地区ブロック会議

(4) 諏訪地区労福協設立に向けて

県内唯一の地区労福協未設置地区となった諏訪地区での労福協立ち上げに向け、地域の労働団体・事業団体が集まり、逐次設立に向けた諸会議が開催された。

①2009年 8月15日 15:00～

②2009年 9月30日 15:00～

③2009年11月16日 13:00～

④2010年 1月27日 15:00～

現在は、連合諏訪地協の動向待ちとなっている。

(5) 地区労福協活動・地域イベントへの参加・協力

地区労福協や構成団体が主催する地域イベントの開催に際し、主催者団体からの要請を受け、県労福協として参加協力をを行い、地域との連携を図った。

①上伊那労福協：上伊那労福協まつり

澄み切った青空の下、2千人の来場者を迎え、



上伊那労福協まつり

盛大に開催。上伊那に働く多くの皆さんとの「絆」を共に創り上げるイベントとして毎年開催されている。

開催日 2009年10月18日(日)

場 所 伊那市さわやか広場

取 組 県労福協コーナー

(暮らしなんでも相談、癒しの整体コーナー、インフルエンザ対策「クリーンキア」販売)

②松本地区勤労者文化祭

開催日 2009年10月31日(土)

場 所 松本文化会館

取 組 インフルエンザ感染予防「クリーンキア」販売

③県生協連：虹のフェスタ IN南信

「みんなでつなげる いのち ぐらし 笑顔」をスローガンに、約2千人が参加。労福協は「命と暮らしを守る」を掲げ「暮らしなんでも相談・就職相談」の出張所を開設。多くの市民、組合員の皆さんが訪れた。

開催日 2009年11月 1日(日)

場 所 南箕輪村「大芝高原」



虹のフェスタで「暮らしなんでも相談」

④実行委員会：2009きんろうフェスティバル

23回目を迎え「NO! 貧困。人間らしい労働と生活を」をテーマに1万5千人の市民が訪れた。県労福協のブースでは例年同様無料相談コーナーや風船の配布、NPO 法人「さくら会」が衣類などのバザーを行った。

開催日 2009年11月23日(月)

場 所 長野市・城山公園

取 組 チラシ・風船配り

⑤佐久地区労福協：勤労者フェスティバル

地元名物の無料配布やアニメ祭り、住宅フェアなどの催しが行われ、子供連れ家族を中心に1,200名が訪れた。

県労福協では「暮らしなんでも相談」「癒しの整体コーナー」のブースを設営した。

開催日 2010年 3月20日(土)

場 所 佐久市勤労者福祉センター



佐久・小諸地区勤労者フェスティバル

(6) 地区労福協への労金職員派遣

地区労福協からの要請を受けて、長野地区労福協と上伊那地区労福協に2010年3月11日より、専従者各1名が派遣された。地区労福協のライフサポートセンターとしての体制、機能づくりのため、地区労福協の中心となり業務にあたっている。

(7) 生涯生活サポート研修会

県労福協と地区労福協の連携で開催している「生涯生活サポート研修会」は、労働基金の講師派遣制度を活用し、多くの地区や加盟単組で開催することができた。

今後も、各種セミナーを企画し、参加者の増加をめざして、加盟組織及び勤労者互助会・共済会等にも呼びかけていく。

《県労福協の研修カリキュラム》

『実りあるセカンドライフをめざし』

研修1 「ライフビジョンを持って実りある退職後の人生を」

研修2 「資産形成と医療について」

研修3 「知らないと損をする退職前後の諸手続き」

【その他各地区で実施したセミナー】

- ①生活保障設計見直しセミナー
- ②クレ・サラセミナー
- ③勤労者のための住宅取得準備セミナー
- ④就職支援セミナー

(8) 気づきキャンペーンの実施

ろうきんと連携し、2010年6月18日に実施される、改正貸金業法の完全施行の具体的な理解をはじめ、消費者金融利用で延滞履歴が無く無意識に高金利のローンを利用している組合員・家族を対象に生活防衛の観点から、高金利からの借換え運動を展開した。

＜実施期間＞

2009年4月1日（水）

～2010年3月31日（水）

あなたの借金、高い金利のままでもいいの？ さよならしよう！「消費者金融」と！

2010年10月1日改正貸金業法が完全施行されます。あなたは大丈夫？

金利の差で返済総額はこれほど違う！「えっ！こんなに利息を払ってるの？」

金利	元金	返済総額	返済総額差
28.83%	31,642円	1,998,620円	▲487,200円
18.0%	25,394円	1,827,640円	
8.5%	20,617円	1,231,020円	▲596,620円

なんと！20.43%で18,667,500円、家計支援となります！
18.0%で6,292,620円が

勇気を持って相談しよう！
そろそろ低い金利に借り換えてみませんか？

(9) 「年の瀬勤労者雇用・生活相談」の実施

連合長野が2009年12月23日～27日の間、長野・松本・佐久・飯田の4地区で「勤労者雇用・生活相談会」を開催。県労福協も協力要請を受け職員を派遣し、主に求職希望者への就職支援、リストラによる失業者などからの生活相談に対応した。

寄せられた相談から一昨年来の金融・経済危機の影響を受け、失業者が増加する中、雇用情勢の悪化が家計を圧迫している状況が明らかとなった。

6. 長野県暮らしサポートセンター事業

2008年9月29日「長野県暮らしサポートセンター」を設立。2009年5月21日に第2回総会、2010年5月25日に第3回総会を開催し、「生活あんしんネットワーク事業」の①金融・共済・住宅事業の地域展開支援、②中小労組・未組織勤労者支援・生涯生活サポート事業の2事業への取り組み、加入者の拡大、積極的情報の提供、生活困窮者への支援に取り組むことを確認した。



佐藤会長（弁護士）のあいさつ

2010年3月31日現在会員数は11,864人。未組織勤労者及び離職者の受け皿として、以下具体的取組を実施した。

①ダイレクトメールの発送

会員に対して年間2回ダイレクトメールを送付し、長野県暮らしサポートセンターの周知と加入のメリットを訴えるとともに、各労働事業団体や県労福協からの各種情報提供を行った。

②新聞折込による周知活動（合計44回）

ろうきんとのタイアップ広告として以下地区で新聞折込を行った。

北信地区 2回、須高地区 3回、長野地区 4回、上小地区 4回、
佐久地区 12回、大北地区 5回、安曇野地区 1回、松本地区 4回、
木曾地区 2回、諏訪地区 5回、上伊那地区 2回、

③多重債務相談会の開催

ろうきんとのタイアップで2009年7月12日（日）県内13地区14会場にて「多重債務無料相談会」を開催。41組が相談に訪れた。

④セミナーの開催

老後に備えての「人生を自分らしくデザイン」と題したセミナーを県下2ヶ所で開催。

長野地区 11月28日（土） ろうきんビル 参加19人

松本地区 12月5日（土） ろうきん松本支店 参加23人

⑤地区暮らしサポートセンター懇談会の開催

県下12地区に於いて地区暮らしサポートセンター役員、地区労福協、ろうきん、全労済から参加し懇談会を開催。事業内容と活動報告、加入手続きについて、意見交換等を行った。

7. 関連団体との協同の取組み

(1) 長野県多重債務者対策協議会の活動

長野県多重債務者対策協議会は3年目に入った。対策会議は年間2回開催され、多重債務者の救済や、啓発活動を進めていくことになった。

「多重債務者強化キャンペーン2009」の取組みとして、3回（9月14日、12月11日、6月7日）「多重債務者無料相談会」を開催した。

(2) 長野県消費者問題シンポジウムへ参加

長野県主催、県消団連と長野県消費者の会連絡会が共催して、11月19日（木）長野市内で「長野県消費者問題シンポジウム」が開催され、労福協の加盟団体からも多数が参加した。シンポジウム午前の部は、消費者団体5組の活動発表と県消団連が報告を行い、午後の部は「振り込め詐欺」の寸劇が披露され、東京経済大学教授の村千鶴子弁護士により「消費者新時代 消費者が主役 一騙されないかしこい消費者に！」と題して講演が行われた。

(3) WHOウォークイベント in NAGANO

10月17日（土）国際高齢者年10周年を記念して、WHOウォークイベントが開催された。主催者側のあいさつの後参加者はストレッチを行い、PR横断幕を先頭に城山公園を出発。途中地元長野西高のマーチングバンドと合流、トイゴまでにぎやかに行進した。到着式では長野西高の吹奏楽部の演奏で、参加者全員による「故郷」の合唱が行われた。労福協からも多くの仲間が参加し、総勢300名の皆さんが健康な汗をかいた。



善光寺仲見世通りを行進

(4) 市町村勤労者互助会・共済会との連携

全ての勤労者の福祉の向上を目指す労福協活動にとって、組織労働者が勤労者のわずか20%にとどまる現状から、地域の未組織労働者との接点を確保するためには、市町村勤労者互助会等との連携は非常に重要である。それらを取りまとめる「長野県市町村勤労者互助会・共済会連絡協議会」に県労福協からも青木専務理事が副会長として加わり、各会議及び研修会等に参加、また各勤労者互助会・共済会の支部会議において「暮らしサポートセンター事業」を紹介し、労福協活動の周知に努め、また地域での未組織労働者との接点を探っている。

(5) 協同労働ネットワークながの取組み

雇用情勢が悪化する中、新しい働き方として中央労福協も法制化に取り組む「協同労働」に対する市民の理解を深めるため、協同労働ネットワークながの主催の「協同労働を広げる長野



協同労働取り組みの事例報告

県民集会」（2009年12月5日、長野市）に後援団体として協力を行った。集会には県下各地から関係者及び市民120人が参加した。

(6) 生活底上げ、反貧困の取組み

県労福協は「生活底上げ実現長野県連絡会」に参加し、反貧困全国キャラバンや生活底上げシンポジウムなどに協力・参加してきた。

12月19日、千曲市において就労や生活の相談・支援活動を日常的に行っている13団体が、「反貧困ネット信州」の結成集会を兼ねたシンポジウムを開き、320名が参加した。

シンポジウムではジャーナリスト堤美果氏を招き「つくられた貧困～私たちは何ができるのか」と題して基調講演が行われ、県内で活動する3団体から報告があった。「すべての人々が人間らしく生活を営むことができる社会を築くことができるよう力を尽くす」という集会アピールが確認された。

(7) NPO団体との連携

県下のNPO団体との繋がりを深めるために、「長野県NPOセンター」との連携を強化すると共に、地域におけるNPOとの連携を模索するため、NPO団体を訪問し交流を図った。また、NPO団体と共催での事業の展開、研修会の開催等積極的、具体的取組を行った。

また、今年度初めての試みとして、NPO法人長野県NPOセンター代表理事山田千代子氏とNPO法人さくら会理事長花形春樹氏、近藤理事長の「労福協・NPO対談」を行い、NPO法人の活動の苦労や、地域での労福協の役割、雇用の場の確保の重要性、価値観について等、いろいろなテーマで意見を交換した。

※ 生活あんしんネットワーク事業、

④ NPO・ボランティアと連携したあんしん街づくり機能。

⑤ ⑥ 退職者・OBと事業団体との生涯取引に詳細掲載済み



NPOとの対談 NPO法人さくら会にて

8. 教宣活動について

(1) 機関紙「ながの労福協」

県労福協の機関紙「ながの労福協」を、253号から259号の7回発行した。各号には事業に関する報告を中心に、福祉事業団体からのお知らせ、消費・契約トラブル事例や生活あんしんネットワーク事業の「くらしなんでも相談」の事例などを掲載し、会員各位の労福協活動への理解やトラブル回避のための情報提供を行ってきた。

編集にあたっては、各事業団体・労働団体の担当者による共同編集会議で時宜にあった企画を検討し、組合員の目線にあった紙面づくりに努めた。

「ながの労福協」（広報紙）の発行

号数	発行日	特集記事	発行部数
No.253	2009 .6. 1	○未組織勤労者の生活支援に向けて ○連合長野・県労連 80 回メーデー開催される！	8,900
No.254	2009. 8. 1	○生活あんしんネットワーク事業で希望の持てる社会に（総会報告） ○地区労福協の飛躍を期して・・・2009 年度活動方針	8,900
No.255	2009.10.15	○地域に根ざしたネットワーク運動を（第 17 回労働者福祉学校） ○2009 年度県勤労者体育大会結果報告	8,900
No.256	2009.12. 1	○労働者福祉施策を県に要請！ ○設立の原点を知ることが事業推進の鍵（労金・全労済新任 運営委員合同研修会報告）	8,900
No.257	2010. 1. 1	○結成 50 周年を迎える年、希望と安心の社会を築くために ○新春企画「労福協・NPO 対談」	9,200
No.258	2010. 3. 1	○社会的共感の得られる運動を！（構成団体合同研修会報告） ○就職相談から職業紹介へ（無料職業紹介所）	8,900
No.259	2010. 5.10	○地区地区労福協との連携強化を！（地区労福協連絡会議） ○「雇用確保など訴え！」（第 81 回メーデー）	8,900

(2) ホームページでの情報発信

「IT 時代」の情報伝達としてホームページを活用した発信は欠くことのできないツールとして一般化している。県労福協のホームページは、中央労福協、各事業団体、労働団体等ともリンクされ、活動報告、機関紙等を速やかにアップし、新鮮な情報提供をめざしている。

また、少しでも市民のトラブル解決に役立つよう、くらしなんでも相談に寄せられる相談について、Q&A を掲載している。

県労福協ホームページアドレスは <http://nagano.rofuku.net/>

(3) 県労福協「統一ダイアリー」の発行

2010 年度版は例年同様、巻末に無料法律・税務相談、年金・税務セミナー講師派遣に関する県労働基金の事業紹介、「現行社会保険制度の要点」を掲載し、6,770 冊を発行した。

(4) 電話帳タウンページ、地元新聞への「ほっとダイヤル」広告掲載

くらしなんでも相談を利用するほとんどの方が、タウンページを見て電話をしてくることから、今年度も東・北・中・南信 4 地区の電話帳タウンページに、「ほっとダイヤル」の広告を継続掲載した。また、地区の地元紙のお知らせ欄に「ほっとダイヤル」開催記事を掲載するようにした。特に土曜日の専門家相談には、この地元紙でのお知らせが功を奏し、受付件数が飛躍的に増加した。

9. 2008年度長野県勤労者体育大会の実施報告

(1) 県大会の種目別開催日と会場

- ①バレーボール(男・女) 10月3日(土) 長野市真島・総合スポーツアリーナ「ホワイトリング」
- ②バドミントン(男) 10月3日(土) 長野市東和田運動公園総合体育館
- ③テニス(男) 10月3日(土) 長野市東和田運動公園テニスコート
- ④野 球 10月10日(土)・11日(日) 長野市篠ノ井・長野運動公園「オリンピックスタジアム」
長野市東和田・県営長野球場

(2) 種目別参加チーム数

種 目	チーム数	チーム数	チーム数
	男子	女子	合計
バレーボール	9	6	15
バドミントン	10	—	10
テ ニ ス	11	—	11
野 球	12		12
合 計	42	6	48



バレーボール大会

(3) 種目別成績一覧

バレーボール 10/3(土) ホワイトリング	男子の部	優 勝	上田市職員労組	上小地区
		準優勝	日信工業労組	上小地区
		三 位	飯田市職員労組	飯伊地区
		三 位	山洋電気労組上田支部	上小地区
	女子の部	優 勝	松本市職員労組	中信地区
		準優勝	大町市職員労組	中信地区
		三 位	長野市職員労組	長野地区
		三 位	松川町職員労組	飯伊地区
バドミントン 10/3(土) 東和田運動公園 総合体育館	男子の部	優 勝	情報労連諏訪地区協議会	諏訪地区
		準優勝	新光電気労組	長野地区
		三 位	松本市職員労組	中信地区
		三 位	日信工業労組	上小地区
テニス 10/3(土) 東和田運動公園 テニスコート	男子の部	優 勝	セキヨーエフ ン労組ふじみ支部	諏訪地区
		準優勝	松本市職員労組	中信地区
		三 位	山洋電気労組上田支部	上小地区
		三 位	セキヨーエフ ン労組豊科支部	中信地区

野球 10/10（土）・11（日） オリンピックスタジアム 県営長野球場	優勝	セローエプソン労組広丘支部	中信地区
	準優勝	農団労北信州みゆき労組	高水地区
	三位	日本発条労組伊那支部	上伊那地区
	三位	大日本法令印刷労組	長野地区

(4) 2010年度長野県勤労者体育大会実行委員会・地区実行委員会連絡会議

① 2010年度長野県勤労者体育大会実行委員会

日 時 2010年2月15日（月）15：00

場 所 長野市・労済会館

※2010年度の県大会実施に向けて予算・実施要綱・競技要項等の確認を行った。

なお、オリンピックスタジアムが使用できないことから、野球の出場チームについての削減が提案、検討された。

②地区実行委員会連絡会議

日 時 2010年3月8日（月）13：30

場 所 長野市・サンパルテ山王

※県体育大会実行委員会にて決定した内容を基に、地区代表の方に具体的実施内容を周知した。なお、野球出場チームの削減については持ち帰り検討を依頼した。

10. その他の活動について

(1) 2010年新春交歓会・講演会の開催

県労福協及び構成団体合同の新春交歓会を1月6日（水）長野市内の「ホテル国際21」において開催した。

当日は北沢俊美防衛大臣はじめ村井知事も出席、来賓を含む総勢300名が参加して盛大に行われた。

新春交歓会に先立ち、長野県労働者福祉基金協会主催による講演会を開催。獨協大学経済学部教授・経済アナリスト森永卓郎氏を招き「激動の日本経済、これからどうなる」と題して講演をいただいた。有名経済アナリストによる実体験を通じた大変わかりやすい講演内容は、参加者に好評であった。



主催者を代表して労福協 近藤理事長のあいさつ

(2) 東部ブロック「福祉リーダー塾」開催

東部ブロック主催の「第4期福祉リーダー塾」が2月6日～7日に開催され、長野県労福協として、佐久地区労福協と県労福協より各1名が参加した。

この福祉リーダー塾は、地域と職場で労働者福祉運動の新たな創造を担う「リーダー」を育成するために開講されており、今後参加したメンバーが、地域や組織で今回学んだことを実践し、地道に一步一步前進させていくことが期待される。



講義を受ける福祉リーダー

《前半のカリキュラム》

- 第1講座 「労働運動と労働者福祉運動の理念と歴史」
講 師：中央労福協会長 笹森 清氏
- 特別講演 「賀川豊彦 愛と社会正義を追い求めた生涯」
講 師：賀川豊彦記念松沢資料館学芸員 杉浦 秀典氏
- 第2講座 「先駆的事例から理論と実践を学ぶ」
- ケーススタディ 「労働者福祉の新たな展開を考える」
講 師：山口福祉文化大学 高木 郁朗氏

(3) 特定非営利活動法人NPO夢バンクとNPO夢バンク事業組合

夢バンクは地域を豊にしたいと活動する県内のNPOの熱い思いを実現するために、立ち上げ資金や運営資金の融資、必要な人材の紹介、物資等の提供を行う総合的な支援バンクを目指して活動しており、NPOを支援したい企業や個人から出資を受ける「NPO夢バンク事業組合」と融資を担当する「特定非営利活動法人NPO夢バンク」によって構成されており、今年度設立6年目を迎えた。青木正照事業組合理事長（県労福協専務理事）は「出資金受付1億円をめざして！」多くの団体・個人に協力の呼びかけに取り組んでいる。

(4) 他県労福協との活動・交流

生活あんしんネットワーク事業（ライフサポートセンター事業）に県労福協、モデル地区労福協が具体的に事業を進めてきている中、他県より活動内容及び組織体制などの視察希望があり、3団体を受け入れ交流を行った。他県の視察団からは地区労福協の取り組みなどが大変参考になったと成果とお礼が寄せられた。

①三重県亀山地区労福協

2009年 7月10日 12名 視察研修4ヶ所（県・長野・佐久・松本）

②徳島県労福協

2009年 9月10日～11日 8名 交流研修（県・長野・松本）

③三重県中勢労福協

2010年 3月29日 10人 視察研修（県・長野）